公　示　日　：2022 年 4 月 20 日(水)
調達管理番号：22a00077
国　　名　　：エチオピア
担 当 部 署 ： 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム
調 達 件 名：エチオピア国市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

（１） 担 当 業 務 ：評価分析
（２） 格　　付　　：3 号
（３） 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

（１） 全体期間：2022 年 7 月上旬から 2022 年 9 月下旬
（２） 業務人月：現地　0.73、国内　0.50、合計　1.23
（３） 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	22 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２） 見 積 書 提 出 部 数 ：1 部
（３） 提　　出　　期　　限　　： 2022 年 5 月 11 日(水)（12 時まで）
（４） 提　　出　　方　　法　　：電子データのみ
　　➢ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」
別添資料 11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き
https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

✧ 評 価 結 果 の 通 知 ：2022 年 5 月 24 日(火) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・

選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針　16 点

② 業務実施上のバックアップ体制　4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験　40 点

② 対象国・地域での業務経験　8 点

③ 語学力　16 点

④ その他学位、資格等　16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	アフリカ地域／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。

（２） 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

エチオピア連邦民主共和国（以下、「エチオピア」という。）では、全労働人口の約 80%が農業に従事し、GDP の約 40%を農業セクターが占めており、エチオピア経済において農業は重要なセクターと位置づけられている。エチオピア政府は、政府予算の 10%以上を農業セクターに投入しており、干ばつ等の自然災害はあるものの、主要穀物（テフ、メイズ、小麦等）の農業生産量及び生産性は着実に向上している。

他方、近年エチオピア政府は、野菜や果樹等の園芸作物振興にも力を入れている。国家開発計画(Growth and Transformation Plan(GTP))の中で、穀物の生産量、生産性の増大だけでなく、園芸作物の振興、増産の方針を打ち出しており、特にオロミア州、アムハラ州においては、2015 年に園芸作物振興戦略文書が策定されている。エチオピアの農家の多くは、平均耕作面積 1 ha 未満の小規模農家であり、穀物生産の他、自家消費用や換金作物として、園芸作物を生産している。その生産量は、灌漑開発の進展、普及員による営農指導の浸透に伴い、2013

年までの 10 年間で、約 1.5 倍以上に増加している。今後も経済発展に伴い、国内での野菜・果物等の需要が増加及び多様化し、海外への輸出量も増加することが予想されている。

その一方で、課題にも直面している。小規模農家の市場アクセスが限定的であり、適切な販売先を確保できない、あるいは収穫時期が同時期に集中して価格暴落が起きてしまう等、園芸作物の生産量増加が、必ずしも収入向上に結び付いていない現状がある。

上記の現状を解決するために、エチオピア農業省（以下、「農業省」という。）は、ドナー資金を活用しながら、様々な事業に着手している。例えば、マーケット情報の提供、インフラ整備（市場、農道、倉庫）及び協同組合強化など、小規模農家のマーケットアクセス改善に寄与する事業に取り組んでいる。その一環として農業省は、2014 年から JICA が実施している「アフリカ地域市場志向型農業振興（以下、「SHEP アプローチ」という。）の課題別研修に同省職員を派遣し、同職員が作成したアクションプランに基づく SHEP アプローチパイロット事業をオロミア州で実施してきた。その結果、市場価値の高い園芸作物生産の開始、種子の共同購入、作付時期の調整、生産物の共同販売の開始など、収入向上につながる行動変容がみられた。このことから農業省は、上記パイロット事業の成果を受け、「SHEP アプローチ」を活用して、小規模園芸農家のマーケットアクセス、栽培技術を強化し収入向上を目指す技術協力プロジェクト「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）を実施することを、我が国に要請した。

本プロジェクトは、アムハラ州及びオロミア州において、SHEP アプローチを踏まえた普及サービスを提供する普及スタッフの能力向上、同普及サービスの対象農家への効果的な提供及び普及パッケージの作成を行うことにより、将来的なスケールアップ案の提示を図り、もって、エチオピア政府による同アプローチの推進に寄与するものである。2017 年 1 月より 5 年間の計画で開始されたが、その後、2020 年 12 月にプロジェクト期間の 1 年間の延長が決定され、2023 年 1 月までの 6 年間の協力期間となった。また、2019 年より、エチオピア政府の強い要望を受けプロジェクト対象地域を 2 州アムハラ州、オロミア州、4 県 8 郡から 14 郡（各州 7 郡）に拡大し、連邦農業省、アムハラ州農業局、オロミア州農業資源局をカウンターパート（C/P）機関として実施されており、現在、4 名の（長期）専門家(チーフアドバイザー/市場志向型農業、副総括/園芸作物栽培、モニタリング・評価システム構築、業務調整/研修監理)が派遣中である。

今回実施する終了時評価調査は、2023 年 1 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的

とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価６基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 国内準備期間（2022 年 7 月上旬～2022 年 8 月上旬）

① 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。

② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 6 基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。

③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他エチオピア側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を提案する。

④ 本調査の対処方針会議等に参加する。

（２） 現地業務期間（2022 年 8 月上旬～2022 年 8 月下旬）

① JICA エチオピア事務所等との打合せに参加する。

② プロジェクト関係者に対して、本調査の評価手法について説明を行う。

③ エチオピア側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。協議に関する議事録の作成に協力する。

④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。

⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びエチオピア側 C/P 等とともに評価６基準の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。

⑥ 調査結果や他団員及びエチオピア側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPOの修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
⑦ 評価報告書（案）に関する協議（合同調整委員会等含む）に参加し、評価報告書（案）の説明と協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
⑧ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
⑨ 現地調査結果のJICAエチオピア事務所等への報告に参加する。

（３） 帰国後整理期間（2022年8月下旬～2022年9月下旬）
① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告をする。また、議事録の作成に協力する。
③ 担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１） 業務完了報告書
2022年9月12日(月)までに提出。
次の①～③を電子データにて提出すること。
① 評価報告書（英文）
② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）（議事録、収集資料一式含む）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒アジスアベバ⇒日本を標準とします。

（２）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2022 年 8 月 7 日～8 月 28 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

ワクチン接種が完了していれば現時点でエチオピア入国時には自主隔離は不要です。ワクチン接種未了の場合は、7 日間の自主隔離期間が必要です。隔離期間中の数日間は遠隔で業務を実施予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア） 総括（JICA）

イ） 協力企画（JICA）

ウ） 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA エチオピア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア） 空 港 送 迎：あり

イ） 宿 舎 手 配：あり

ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ） 通 訳 傭 上：必要に応じて英語⇔現地語の通訳を提供

オ） 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては､コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業･農村開発第二グループ（edga2@jica.go.jp）にて配布します。

・詳細計画策定調査報告書（案）

・市場志向型農業振興にかかる広域支援促進調査（SHEP アプローチ）（2019 年度第 4 回目調査：エスワティニ、エチオピア）報告書（エチオピア関連部分）

・PDM（最新版）

② 本プロジェクトに関する以下の情報がJICAのウェブサイトで公開されています。

・市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト
https://www.jica.go.jp/project/ethiopia/010/index.html

・活動紹介記事（2022年1月24日）
https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/practical_use/now/20220124.html

・活動紹介記事（2021年12月10日）
https://www.jica.go.jp/ethiopia/office/information/event/20211210.html

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上